

# 令和5年度町・県民税申告および確定申告のご案内

申告期間は **2月16日(木)** から **3月15日(水)** までです

## ◇ 令和5年度(令和4年分)確定申告等の相談日程 ◇

月日	曜日	対象地区	相談会場・時間 など	
2月16日	木	<b>大山・夕田</b> <b>高畑・高畑住宅</b> <b>大平賀</b> (本郷・町屋・老梅・長峰)	<b>役場 1階 大会議室</b> <b>午前9時から</b> <b>午後4時まで</b> (土・日曜日、祝日は行いません)  《予約の流れ》 ① 電話予約をする 2月2日(木) 午前9時受付開始 ※前日までにご予約ください。 ② 入場整理券を受け取る 当日 午前8時30分から税務係窓口 で配布いたします。 ご予約の時間までに、整理券を受け取 ってください。	
17日	金			
20日	月			
21日	火			
22日	水			
24日	金	<b>滝田</b> (巾上・下滝田・井高)		
27日	月			<b>羽生</b> (上羽生・下羽生)
28日	火			
3月1日	水	<b>駅前</b> (本宮町・旭町・栄町・本町・南本町)		
2日	木			
3日	金	<b>加治田</b> (枋洞・片町・新町・上町・中町・下町・絹丸・川小牧) <b>加治田住宅</b>		
6日	月			
7日	火			
8日	水			
9日	木			
10日	金	<b>全地区</b>  ～注意～ ・指定された時間に遅れた場合は、入場できない場合があります。 ・会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であっても入場をお待ちいただく 場合や、相談内容によって申告ができない場合もありますので予めご了承ください。 ・また、当日の予約状況により地区割以外の日も申告可能な場合があります。		
13日	月			
14日	火			
15日	水			

### ～ 申告相談には事前予約が必要です～

確定申告会場の混雑を緩和し感染症対策を図る観点から、会場内の入場制限を行います。  
そのため、事前に電話予約をしていただき、当日は税務係窓口で配布する「入場整理券」を持って会場へご入場ください。

**電話予約：2月2日(木)から予約できます**(平日 午前9時～午後5時)

※希望日の前日までにご予約ください。

※電話予約した場合も、当日に税務係窓口で「入場整理券」をお受け取りください。

**住民課税務係 54-2182**

### ～ 感染症対策にご協力ください ～

- ・会場内では、ソーシャル・ディスタンスを確保し、換気や検温・消毒を実施しています。  
ご来場の際はマスク着用、入口等での手指消毒をお願いします。
- ・申告に必要な金額の合計や、医療費控除の明細書、事業等収支内訳書などをあらかじめ記載のうえご来場いただくなど、会場での滞在時間の短縮にご協力をお願いします。

裏面もご覧ください

## ◆町・県民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在富加町にお住まいで、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）に収入があった方は、町・県民税の申告をしていただく必要があります。

ただし、次に該当する方は申告していただく必要がありません。

- ・税務署へ所得税の確定申告をされる方（注1）
  - ・収入が給与のみで、勤務先から富加町役場に給与支払報告書が提出されている方で、所得控除などの追加をしない方（注2）
  - ・収入が公的年金等のみで、所得控除などの追加をしない方（注1）個人年金、非上場株式配当、生命保険金等の一時金などの収入があった方は、確定申告が不要な場合でも町・県民税の申告をしていただく必要があります。
- （注2）給与支払報告書の提出の有無については勤務先にお尋ねください。

令和4年中に収入がない方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している世帯の方や、所得課税証明などが必要な方は、町・県民税の申告をしてください。（注3）

（注3）申告がない場合は「未申告」となり（税の被扶養者は除く）、国民健康保険税の軽減措置を受けることができなかったり、所得課税証明書の発行ができません。申告は、町・県民税及び国民健康保険税の算定や各種福祉制度の判定資料となる大切なものです。

## ◆確定申告が必要な方

以下に該当する方については、「町・県民税の申告」ではなく確定申告をしていただく必要があります。

- ・事業（営業・農業）所得、不動産所得、雑所得や一時所得などがあり、所得税が発生する見込みがある方
- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与を1カ所から受けており、給与・退職以外の所得合計額が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けており、年末調整をされていない給与収入金額と、給与・退職以外の所得合計額が20万円を超える方
- ・公的年金等の収入が400万円以下で確定申告不要制度の対象であるが、所得税の還付を受ける方

## ◆申告に必要なもの

- ①収入及び経費のわかるもの・・・源泉徴収票、収入・必要経費の明細書等
- ②所得控除の領収書・証明書・・・医療費等の領収書、国民年金、生命保険料等の控除の証明書（源泉徴収票に控除額が記載されている場合は不要です。）
- ③所得税の還付申告がある場合・・・申告者名義の口座の金融機関名及び口座番号のわかるもの
- ④マイナンバーカードなど（個人番号がわかる書類）
- ⑤運転免許証、健康保険証など（本人確認ができる書類）

## ◇ 関税務署からのお知らせ ◇

譲渡所得（土地、株式等の譲渡）、住宅借入金等特別控除、消費税、贈与税の申告は関税務署へご提出ください。 関税務署は、下記により確定申告相談を行います。

開催期間	相談時間	相談会場
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日、祝日は除く)	午前9時～午後5時 (入場整理券が必要)	マ-ゴ本館4階特設会場 (関市倉地516)

## ◆国税庁ホームページからスマホやパソコンで申告書の作成ができます

「確定申告書等作成コーナー」では金額等を入力することにより、自宅でいつでも確定申告書をスマホやパソコンで作成することができます。

作成した申告書等は、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。

また、印刷して郵送等により提出することもできます。

### 【e-Taxの操作方法等のお問合せ】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901



確定申告書等  
作成コーナー

## ■お問合せ先

関税務署 0575-22-2233

富加町役場 住民課税務係 54-2182（直通）